

【茨木市】

許可区域別の許可基準

			第 1 種許可区域	第 2 種許可区域	第 3 種許可区域
屋上広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/5以内	建築物の高さの 1/5以内	建築物の高さの 1/3以内
		横	建築物の幅の範囲内		
		その他	外壁の延長面からの突出しがないものであること。		
壁面広告物	一基当たり	縦	取付壁面の高さの 1/2以内	取付壁面の高さの 1/2以内	取付壁面の高さの範囲内
		横	建築物の幅の範囲内		
		その他	取付壁面の側端からの突出しがないものであること。		
	総表示	面積	取付壁面の面積の 1/5以下	取付壁面の面積の 1/5以下	取付壁面の面積の 1/3以下
突出広告物			最上端が取付壁面又は面の最上端を超えないものであること。 突出幅が敷地境界から1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上）		
地上広告物		高さ	地上から最上端までの距離10m以内	地上から最上端までの距離15m以内	地上から最上端までの距離15m以内
		面積	20㎡以下 （表示面が1面の場合は10㎡以下）	30㎡以下 （表示面が1面の場合は15㎡以下）	40㎡以下 （表示面が1面の場合は20㎡以下）
工作物利用広告物	総表示	表示面積	取付面の面積の 1/5以下	取付面の面積の 1/5以下	取付面の面積の 1/3以下
	1基当たり	その他	取付面の上端及び側端からの突出しがないものであること。		

備考

第 1 種許可区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、国道171号以北の市街化調整区域

第 2 種許可区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、準工業地域、工業地域、国道171号以南の市街化調整区域

第 3 種許可区域：商業地域、近隣商業地域

景観形成地区別の許可の上乗せ許可基準

全ての景観形成地区		元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
屋上広告物	壁面広告物	全ての屋外広告物	全ての屋外広告物
1基あたり30㎡以下	壁面1面あたり30㎡以下	表示面の地色に使う色彩色相R、YR、Y 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下	表示面の地色に使う色彩全ての色相 彩度6以下

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する場合の許可基準

	電柱又は電話柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦：1.2m以下	縦：1.5m以下	縦：0.45m以下
	横：0.45m以下	横：電柱又は電話柱の円周の範囲内	横：0.45m以下
掲出位置	地上から最下端までの距離：4.7m以上 (歩道上は2.5m以上) 電柱との間隔：0.15m以下	地上から最下端までの距離：1.2m以上	地上から最下端までの距離：0.7m以上
掲出数等	電柱又は電話柱1本につき1個まで	電柱又は電話柱1本につき1個まで	停留所標識1本につき2面まで（進行車両の非対抗面及び歩道側面に限る。）
色彩等	看板の場合に限り次の基準に適合するものであること。 (1) 地色は、白色又は白色以外の色で、彩度が3以下 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。		看板の場合に限り次の基準に適合するものであること。 (1) 地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色であること。 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。

車両を利用する場合の許可基準

車両の種類	大きさ	表示等の方法
電車	1車両当たりの表示面積：8.0㎡未満	車体の窓又はドア等のガラス部分に表示等しないこと。 (市長が別に定める広告物等を除く) 車体各面の表示面積：1面当たり4.0㎡以下
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること。
路線バス	1車両当たりの表示面積：4.0㎡未満	車体の窓又はドア等のガラス部分に表示等しないこと。 (市長が別に定める広告物等を除く) 側面：1面当たり1.5㎡以下、後面：1面当たり1.7㎡以下 各面の掲出個数：1面当たり2個まで 前面に表示しないこと 消防車・救急車と紛らわしくないものであること。
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること。
広告宣伝用自動車	消防車・救急車と紛らわしくないものであること。	